

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

**TFG** ニュースレター

2014. 3 No. 271

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 谷風）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 平成26年度税制改正法案について
- II. 職人への支払類型と消費税について
- III. 新消費税の実務的論点Q&Aについて
- § 次回研究会のご案内について

### [ 今月のトピックス ]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・税務調査Q&A・金融庁・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 改正案！平成26年度税制改正法案

— 気になる中身を速報します —

平成26年度の税制改正法案の中身が発表されました。同法案は「デフレ脱却・経済再生」及び「税制抜本改革の着実な実施」をキーワードとして、給与額によって生じていた税負担格差の公平化、設備投資や所得拡大への優遇措置、租税特別措置の延長などが予定されています。同法案では、上記以外にも交際費課税の緩和など中小企業経営者の関心が高い改正が行われる予定であり、以下にその気になる中身を速報致します。なお、同法案は国会で原案通りに可決されずに修正や追加、削除がなされる可能性がある点にご注意が必要です。

### ■給与所得の上限の引下げなどについて

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額等について、現行では1,500万円、その上限額は245万円でしたが、平成28年分の以後の所得税から1,200万円、その上限額は230万円、平成29年分の以後の所得税から1,000万円、その上限額は220万円に段階的に引下げられる予定です。なお、平成28年分の以後の所得税から給与所得者の特定支出の控除の特例について、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合、一律に、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する措置へ改正される予定です。

### ■交際費課税の緩和について

中小企業に係る交際費について、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度から現行800万円まで損金算入できる特例措置と交際費等の額のうち、飲食費の50%を上限なく、損金算入できる制度を選択適用できる予定です。なお、期末資本金が1億円以上の大企業については、現行全額損金不算入でしたが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度から交際費のうち、飲食費については50%を損金算入できるようになる予定です。

## ■法人税関係の優遇措置について

### 〈生産性向上設備投資促進税制の創設〉

一定規模以上の最新設備または利益改善のための設備を導入する場合、平成26年1月20日から平成28年3月末までは即時償却または税額控除の5%、平成28年4月1日から平成29年3月末までは特別償却50%または税額控除4%を選択適用できる制度が創設される予定です。

### 〈中小企業投資促進税制の拡充〉

現行資本金が3,000万円以下の法人だけが利用できましたが、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に対象資産を取得等した場合について、資本金1億円未満の法人にも対象が拡大され、かつ一定の要件を満たす設備等を購入した場合には、前者は100%の特別償却または7%の税額控除、後者は100%の特別償却または10%の税額控除のどちらかを選択適用できる予定です。

### 〈所得拡大促進税制の拡充〉

現行給与支給総額の5%以上増加させた場合に適用できる制度でしたが、平成27年3月31日以前に開始する事業年度については、支給総額の2%以上増加、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度は支給総額の3%以上増加、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度は支給総額の5%以上増加へ拡充されます。なお、同制度は平成25年度当初に遡って適用することができますので注意が必要です。

※ ゴルフ会員権譲渡損の扱い(合算課税)が3月末で廃止する法案については、前月号にてお知らせしている通りです。



## 厚生労働省情報コーナー

### ■ 平成26年度の年金額の引下げについて

平成26年度の国民年金及び厚生年金の年金額は0.7%引き下げられます。これは旧来の特例水準の段階的な解消と平成25年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)、名目手取り賃金変動率に基づいて行われる措置となっております。なお、受給者の受給額が実際に変更となるのは、平成26年4月分の年金が支払われる6月からとなっておりますので、注意が必要です。



## 経営指標解説コーナー

### ■ 売上高販管費率とは

売上高販管費率とは、収益性を見るためのもので、売上高と販売費及び一般管理費の割合を示している指標です。同指標は、販売費と一般管理費の合計を売上高で割って算出し、この数字が大きければ大きいほど、売上高に対する販売費等の割合が大きいうこととなりますので、収益性が低いといえます。なお、販売費とは販売に直接かかった経費のことをいい、販売手数料や広告費などの販売促進費が該当します。また一般管理費とは間接部門にかかった経費のことをいい、通信費や交際費、水道光熱費などが該当します。販売

費と一般管理費の違いを端的に表すなら、前者は営業に直接関係する経費で後者は管理に必要な経費ということが出来ます。なお、同指標は業種間で大きな違いがあり、製造業の会社と卸売業の会社を単純に比較することに意味はなく、同業種間で比較し、あるいは自社の指標を時系列で比較して活用することになります。又、**TFG**で採用しているマイクロ会計(細目化)により、より良いデータの抽出が可能です。是非ご活用ください。

## Ⅱ. 職人への支払は給与それとも外注費？

— 消費税がUPするので特に注意してください —

熟練した技術をもつ職人さん。その職人さんの技術によって日本経済は成長発展してきました。ただ、ここで注意すべきなのは、企業・事業者とその職人さんとの契約形態等によっては、企業・事業者側の税務や会計の取扱いが大きく異なってくる点です。その関係が雇用関係に基づくものであれば職人さんに支払うお金は給与、雇用契約でない業務契約であれば外注費となります。給与であれば源泉所得税額を企業・事業者が天引きして税務署に納付しなければならず、また、企業・事業者の消費税を申告する際には給与分に対して消費税の仕入税額控除ができません。外注費であれば源泉所得税額を天引きして税務署に納付する義務はありませんし(報酬料金に該当する場合を除く)、企業・事業者が消費税を申告する際には外注費に対して消費税の仕入税額控除ができて、その分消費税の納付税額が少なくなります。また、企業・事業者にとって税金だけを考えた場合給与より外注の方が得といったイメージをもたれる方もいらっしゃるかもしれません。消費税が5%から8%にあがればなおさらです。しかし、税務行政もこの点に着目し外注でなく給与であれば外注費を否認し給与として取り扱いすることで、源泉所得税の徴収と消費税の追徴を求めます。消費税率がアップすればこの点が更にクローズアップされてきます。そこで、給与と外注費の違いをここで御説明させていただきます。

### ■ 給与か外注費かの判断ポイント

給与とは雇用契約等により使用者の指揮命令に服して提供した労務提供の対価であり、外注費は業務委嘱契約等による業務契約にもとづき、発注者との間に指揮命令の関係がないことが前提になります。外注費であるための具体的な判断ポイントは以下の通りです。

1. 職人さんが自社以外の他社の仕事も請け負っている。(他社の仕事を請け負う場合自社の承諾を必要としない)
2. 職人さんが自分の判断と責任で業務を行っている。
3. 仕事に必要な材料や道具を職人さんが自分で調達している。
4. 職人さんが自分で請求書を発行している。
5. その請求金額について職人さんが計算している。
6. 外注なので職人さんにボーナスや残業代の支給はありえない。

これらの判断ポイントについて1つクリアしたから外注費になるのではなく総合的な判断になるので注意してください。

## ■ 給与とされるリスク

職人さんが外注費を事業所得として確定申告をしていればおのずと外注費であることが証明されるのですが、申告漏れのケースが見受けられます。そういった場合、上記の判断ポイントで給与として認定されれば消費税を申告した際の仕入税額控除が否認され消費税が追徴されます。また、給与として源泉徴収税額を納付する事になります。源泉徴収義務者は御社にあります。この源泉徴収税額を職人さんから徴収できればいいのですが、もし、徴収できなければ社長さん御自身が負担せざるを得なくなります。勿論、過少申告加算税等の付帯税も追加でかかります。恐ろしい例として、今まで、外注さんとして扱ってきた職人さんがマイホームを買う為に金融機関でローンを組みたいので源泉徴収票を下さい(確定申告はしていない)と言われ、つい源泉徴収票を発行してしまったといった例があります。税務調査の結果、これがどうなったか明らかです。くれぐれもご注意下さい。

## Ⅲ. いよいよ新・消費税始まる

— 実務的論点 Q&A —

いよいよ、新しくなった消費税が始まります。サラリーマンから中小企業、大企業の経営者まで、その生活や経営に大きな影響を与えることとなりますので、その増税について思うところがある方も多いたとは思いますが、新消費税が始まることは決定してしまった訳ですから、できるだけスムーズに、適正な処理を行い、ビジネスに悪影響を及ぼすことがないようにしなければなりません。そこで、新消費税を実務的に処理等する上で中小企業経営者が疑問に思う点やお困りになるであろう点について、Q&A方式で以下に解説致します。

問 消費税の納税が免除される免税事業者の要件が変更になったとお聞きしましたが、どのように改正されたのですか？

答 従前は基準期間の課税売上が1,000万円以下であれば消費税の納税が免除されていましたが、平成25年1月1日以後に開始する事業年度・年からは直前期の上半期の課税売上高が1,000万円を超え、かつ直前期の上半期の給与総額が1,000万円を超える場合は消費税の課税事業者となります。また平成26年4月1日以後に設立される資本金1,000万円以下の法人で、その株式の50%超を直接又は間接的に他の者に保有される等、他の者により実質的に支配されており、かつ上記の者及び他の者と一定の特殊な関係にある法人の内いずれかの者が新設法人の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えている場合には、課税事業者になります。

問 新たな中間申告制度ができたのですか？

答 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下であるため中間申告義務のない事業者でも、届出をすることによって、任意に中間申告書(年1回)を提出することが出来るようになっていきます。

問 消費税率の適用に経過措置があるとお聞きしましたが、どのような措置ですか？

答 主な経過措置として工事の請負等は平成25年10月1日(以下指定日という)以前に締結

した契約に係る完成引き渡し日が平成26年4月1日(以下施行日という)以後に行われたとしても、5%の旧税率が適用される経過措置があり、他にも資産の貸付けについては指定日までに締結した契約に基づき、施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限る)における施行日以後行う資産の貸付けや通信販売(インターネット販売含む)で指定日の前日までに販売条件を提示し、または提示する準備を完了した場合に施行日の前日までに申込みを受け、同条件に従って施行日以後に商品を販売した場合には、8%ではなく、5%の旧税率が適用されます。

問 消費税の増税分を値引き販売してはダメってホント？

答 平成26年4月1日以後は、消費税を転嫁してない、消費税の増税分を値下げする、消費税相当分をポイント還元するなどの宣伝や広告は禁止されています。ただ、春の応援セール、3%値下げセール、8%ポイント還元などの表現は、たまたま消費税率の引き上げ幅あるいは消費税率と一致するだけの表現であり、消費税という文言を含まず、消費税を客観的に意味しない宣伝や広告は実施することができます。

問 外税表示ができるようになるってホント？

答 従前は本体価格と消費税を合計した金額で表示する総額表示を行わなければなりませんでした。平成25年10月1日から平成29年3月31日までの時限的な措置として、本体価格+税などの外税表示や税抜価格の強調表示を行うことができます。ただ、その表示した金額が税込価格なのに、消費者が税込価格と誤認してしまうことがないように、明瞭に表示しなければなりません。なお、商品点数が膨大である場合など、一度に値札などの変更作業を行うことが困難である場合には、総額表示と外税表示等が店内に混在することはやむを得ないとされており、その場合も明瞭に区分して、表示する必要があります。



## 金融庁情報コーナー

### ■ 大阪府及び大阪市の信用保証協会の合併について

大阪市及び大阪府の信用保証協会について、両協会は合併契約を締結し、関係省庁の認可を取得できれば、大阪府信用保証協会に吸収合併される形で、5月中旬に大阪信用保証協会と名称が改められるとの報道が成されています。この合併が成立すると、保証債務残高約3兆円、基本財産約1,000億円の大きな協会が発足することになります。



## 中小企業庁情報コーナー

### ■ セーフティーネット保証5号の対象業種の縮小について

下記指定業種に該当していて、かつ最近3ヶ月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少しているなどの要件を満たす中小企業が対象となっている信用保証協会のセーフティーネット保証5号の指定業種について、平成25年度補正予算成立から一定期間が経過後、平成26年3月31日までの間、大幅に縮小されることとなりました。同指定業種リストは日本標準産業分類の細分類単位で指定されており、従来の指定業種が642業種であったのに対して、改定後は196業種になります。



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

経済産業省が内閣官房 IT 室の協力に基づいて運営している「オープンガバメントラボ」をご存知でしょうか。同サイトは、インターネットを活用して開かれた政府(オープンガバメント)の実現を目指すことを目的として、様々な実証実験を行っているサイトのことです。これは、世界各国でインターネットの双方向性という機能を活かして、積極的に政府情報を公開し、市民等の意見を取り入れる運動があり、特に政府が保有する様々なデータを公開し、オープンガバメントを推進する「オープンデータ」が注目を浴びております。なお、同サイトには各種行政に対してアイデアを提案できるアイデアボックスや電子政府の総合窓口であるイーガブへのリンク等がありますので、是非ご活用くださいませ。

「オープンガバメントラボ」  
<http://www.openlabs.go.jp/>

## TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成26年4月22日(火) 受付 午後4時20分より

内 容： 開催挨拶 . . . . . 午後5時00分より

第一部 研究部会・研修会 . . . . . 午後5時20分より

テーマ「2014年 大阪中小企業の景気動向」

講演：株式会社だいしん総合研究所 (大阪信用金庫関連会社)

第二部 情報交換懇親会 . . . . . 午後7時より (8時30分終了予定)

会 場： ホテル日航大阪 32F スカイテラス (旧称 ジェットストリーム)

参加費： 5,000円

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索  
〒550-0011 大阪市西区門崎下1丁目4番5号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 谷風行寛